

技術上の基準に応する事項：貯蔵（貯槽による） (様式 b-1-1) (1/2)

規則		項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
一般 22条	液石 23条				
第1種製造者の基準準用					
6-1-1	6-1-1	境界線・警戒標（事業所）			
6-1-2	6-1-2	設備距離	第1種設備距離=_____m (第1種保安物件(_____)までの距離:_____m) 第2種設備距離=_____m (第2種保安物件(_____)までの距離:_____m)		
	6-1-3	設備距離確保のための貯蔵設備及び処理設備の埋設等			
イ	・貯蔵設備の障壁				
ロ	・貯蔵設備又は処理設備の障壁				
ハ	・貯蔵設備又は処理設備の消防火上有効な措置				
6-1-4	6-1-4	貯槽の地盤面下設置(大臣指定地)			
	6-1-5	埋設貯槽の構造			
イ	・貯槽室の構造				
ロ	・貯槽頂部の位置				
ハ	・隣接貯槽の間隔				
6-1-6	6-1-6	一部埋設貯槽の腐食防止措置			
6-1-3	6-1-7	火気取扱施設との距離 (可燃性ガスの製造設備)	8m以上(_____)までの距離:_____m 流動防止措置等:_____		
6-1-5	6-1-8	貯槽間距離(可燃性ガス:貯藏能力300m <sup>3</sup> 又は3000kg以上)	1m又は最大直径の和/4以上 (_____)貯槽と(_____)貯槽の距離:_____m 消防火上有効な措置:_____		
6-1-6	6-1-9	可燃性ガス貯槽の識別措置			
6-1-7	6-1-10	液化ガス貯槽の流出防止措置 (可燃性ガス:酸素:1000t以上 毒性ガス:5t以上)			
6-1-8	6-1-11	防液堤の内外面における設備等の設置制限			
6-1-9	6-1-12	製造設備を設置する室の滞留しない構造(可燃性ガス)			
	6-1-13	ガス設備の気密な構造	機器等一覧表のとおり。 強度計算書のとおり。		
6-1-11 6-1-12	6-1-17 6-1-18	耐圧・気密試験(高圧ガス設備)			
6-1-13	6-1-19	十分な強度(高圧ガス設備)			
6-1-14	6-1-14	ガス設備の材料			
6-1-15	6-1-15	高圧ガス設備の基礎			
6-1-16	6-1-16	貯槽の沈下状況測定及び措置			

規則		項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
一般 22条	液石 23条				
6-1-17	6-1-20	地震の影響に対して安全な構造 (塔槽類・配管・支持構造物・基礎)			
6-1-18		温度計、常用温度の範囲内に亘る措置 (高圧ガス設備)	温度計一覧表のとおり。		
6-1-19	6-1-21	圧力計、安全装置 (高圧ガス設備)	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
6-1-20	6-1-22	安全弁等放出管開口部の位置			
6-1-21	6-1-23	負圧防止措置 (可燃性ガス低温貯槽)			
6-1-22	6-1-24	液面計 (液化ガス貯槽) 破損時の漏えい防止措置 (可燃性ガス、毒性ガス)			
6-1-24	6-1-25	貯槽に取り付けた配管に設けるバルブ (可燃性ガス、毒性ガス、酸素の貯槽)			
6-1-25	6-1-26	速やかに遮断する措置 (可燃性ガス、毒性ガス、酸素の液化ガス貯槽)			
6-1-31	6-1-29	ガス漏えい検知警報設備 (可燃性ガス、毒性ガスの製造施設)			
6-1-32		温度上昇防止措置 (可燃性ガス、毒性ガスの貯槽)			
	6-1-28	耐熱及び冷却上有効な措置 (貯槽及び支柱)			
6-1-33		識別措置・危険標識 (毒性ガスの製造施設)			
6-1-35		配管等の接合方法 (毒性ガスのガス設備)			
6-1-36		配管の二重管等 (特殊高圧ガス五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスのガス設備)			
6-1-37		除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスの製造設備)			
6-1-38	6-1-30	静電気除去措置 (可燃性ガスの製造設備)			
6-1-39	6-1-31	防消火設備 (可燃性ガス、酸素の製造施設)			
6-1-40	6-1-33	通報のための措置 (事業所)			
6-1-41	6-1-34	バルブ等の操作に係る措置			

(様式 b-1-2) (1/1)  
技術上の基準に応する事項：貯蔵（容器による）

規則		項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
一般	液石 23条				

\*容器が配管により接続された場合

1号	1号	設備距離	第1種設備距離=_____m (第1種保安物件 (_____m) までの距離: _____m) 第2種設備距離=_____m (第2種保安物件 (_____m) までの距離: _____m)		
	2号	障壁の設置			
1号	3号	第1種製造者の基準準用			
6-1-42	6-1-35	・容器置場の明示・警戒標			
	□	・容器置場は二階建以下			
ニ	木	・充てん容器の直射日光を遮るための措置 (可燃性ガス、酸素)			
木	△	・滞留しない構造 (可燃性ガス)			
	ト	・二階建容器置場の構造			
△		・自然発火に対して安全な措置 (ジラソ、木炭火、モジラソ)			
ト		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化化素等、その他一部の毒性ガス)			
チ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、酸素)			
2号	4号	第1種製造者の基準準用			
6-1-11	6-1-17	耐圧・気密試験 (高圧ガス設備)	機器等一覧表のとおり。  強度計算書のとおり。		
6-1-12	6-1-18				
6-1-13	6-1-19	十分な強度 (高圧ガス設備) )			

\*容器が配管により接続されていない場合

3号	5号	第1種製造者の基準準用			
6-1-42	6-1-35	容器置場・充てん容器等の基準			
イ	イ	・容器置場の明示・警戒標			
	□	・容器置場は二階建以下			
□	△	・置場距離 ・障壁の設置	第1種置場距離=_____m (第1種保安物件 (_____m) までの距離: _____m) 第2種置場距離=_____m (第2種保安物件 (_____m) までの距離: _____m)		
ニ	木	・充てん容器の直射日光を遮るための措置 (可燃性ガス、酸素)			
木	△	・滞留しない構造 (可燃性ガス)			
	ト	・二階建容器置場の構造			
△		・自然発火に対して安全な措置 (ジラソ、木炭火、モジラソ)			
ト		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化化素等、その他一部の毒性ガス)			
チ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、酸素)			